

第4回市議会定例会が閉会

補正予算など15議案を最終日に可決

令和2年第4回市議会定例会が、11月30日から12月15日まで開かれました。

最終日の本会議では、ひとり親世帯に臨時特別給付金を再支給するための補正予算1議案が追加上程され、市長が提案理由を説明し、直ちに担当委員会に付託されました。審査後、各担当委員会に付託されていた全ての議案の審査結果を、各委員長が報告した後、採決が行われ、一般会計補正予算など14議案が原案どおり可決されました。

続いて、請願1件について採決が行われ、不採択となりました。

最後に、意見書2件が追加上程され、「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」を原案どおり可決し、その他1件は否決されました。

最終日に可決された主な議案は、次のとおりです。

- ▶令和2年度補正予算関係
一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計
- ▶条例関係
市税条例等の一部改正
- ▶その他
財産の取得（タブレット充電保管庫一式など）、指定管理者の指定、市道路線の認定・廃止など

下水道への切り替えに 利子補給制度のご利用を

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。

お住まいの地域で下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただくようお願いします。

排水設備の改造工事の資金に、金融機関からの融資をお考えの方は、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」の利用をご検討ください。なお、制度利用には、工事着工前の申込が必要です。

また、工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。市HPに指定工事店一覧を掲載しています。

詳しくは、下水道課（☎47-8714）へ。



市HP

飲食店等事業者の皆さんへ 協力金を支給します！

岐阜県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金（第2弾）

県からの要請に応じて、令和2年12月18日（金）から令和3年1月11日（月・祝）までの全期間、営業時間の短縮に協力した酒類の提供を行う飲食店などの事業者に対して、1店舗あたり100万円の協力金を支給します。

詳しくは、県HPまたは県専用相談窓口（☎058-272-8192）へ。



県HP

国民健康保険・後期高齢者医療保険

傷病手当金を給付

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、療養のために仕事を休んだことによって、その期間の給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった被保険者は、申請手続きにより、傷病手当金の給付を受けられる場合があります。

詳しくは、国保医療課へお尋ねください。



| 担当課 | 対象者 | 電話番号 |
|-------|---------------|----------|
| 国保医療課 | 国民健康保険被保険者 | ☎47-8132 |
| | 後期高齢者医療保険被保険者 | ☎47-8140 |

保険料の減免 猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主などの令和2年中の収入が前年に比べ3割以上減少するなどの理由で、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により制度ごとに定められた法令や条例などに基づき、保険料の減免・猶予制度を受けられる場合があります。

詳しくは、下表の担当課まで、まずは電話でご相談ください。



| 区分 | 担当課 | 電話番号 |
|-----------|--------------------|----------|
| 国民健康保険 | 国保医療課国民健康保険グループ | ☎47-8132 |
| 後期高齢者医療保険 | 国保医療課福祉医療・後期医療グループ | ☎47-8140 |
| 介護保険 | 介護保険課資格給付グループ | ☎47-7406 |
| 国民年金保険 | 国保医療課年金グループ | ☎47-8129 |

| 審議会の傍聴ができます | |
|-----------------------------|------------------------|
| 社会教育委員の会 | 担当：社会教育スポーツ課（☎47-8039） |
| 1/15(金) 15:30~16:30 | スイトピアセンター 学習室3-1 |
| ・「コロナ禍における社会教育の情勢」と題した講話 ほか | |

空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

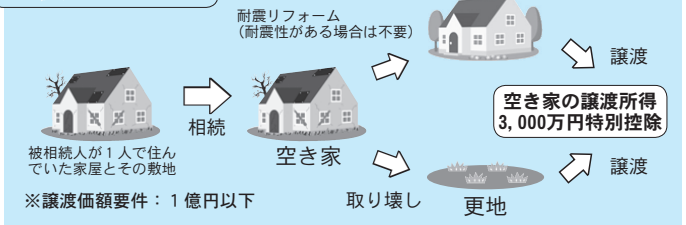
旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の家屋（空き家）を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォームまたは取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます（適用期間：平成28年4月1日～令和5年12月31日）。



譲渡所得税額の計算式

$(\text{譲渡価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} [\text{除却費等}] - \text{特別控除} 3,000 \text{万円}) \times 20\%$
※不明の場合、譲渡価額×5%

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行することになっています。

適用要件や発行手続きについては詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。

空き家 発生抑制

検索

住宅課（☎47-8184）へ。